

党市議団を代表して、甲第 55 議案 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をします。

この条例案は、いわゆる幼児教育・保育の無償化として、低所得世帯の乳幼児と 3 歳以上の保育園や幼稚園、認定こども園に加えて認可外施設も保護者の保育料負担を無料にしようとするものです。

逆進性の強い消費税を財源にすることは問題ですし、主には保育の質の保証に問題があるとして、国会では日本共産党は反対をしました。

ただし子育て中の世代の負担軽減のため、また「子どもができるとお金が掛かる」との不安を軽減して、少子化対策を進める上で意味はあると考えます。

地方で実施する際にどう評価するかを決めるために、質疑をすることにしました。

具体的には、負担軽減の効果や市の事務と財政への影響、幼児教育・保育施設のあり方や事務についての課題があります。

保育無償化は国の政策で消費税の増税分で賄われるとされています。岡山市にはどのようにお金が入り、どのように支出するのかを定めるのが本条例案だと認識しています。詳細が分かりませんのでこの際、お尋ねします。

現行条例にある保育料の表で、2号認定と3号認定の所得階層ごとの保育料が0円になるだけでなく、1号認定つまり幼稚園部分の保育料が別表第一からなくなる改正です。

現在では保育施設にも様々な形態があります。

認可保育園、認定こども園、従来からの幼稚園以外にも無償化の対象施設があります。ただし条例案には明示的に列挙はされていません。

私立の幼稚園の保育料の扱いも読み取れません。私立の施設は保育料を代理受領するのか、認可外施設はどんな事務になるのかも読み取れません。

これまで保育料に含まれていた副食費が別に徴収されるようになると聞いていますが、条例案には出てきません。保育に掛かる費用のあり方として確認しておきたいと思います。

そこで質疑します。

ア、 無償化のために新たに公費負担となる年間の額はいくらですか。

イ、 無償化されると施設に預けるために認定希望が激増すると予想されます。事務量の増加にどう対応しますか。

ウ、 これまでも国基準より保護者負担は低く設定されてきました。昨年度の岡山市の保育料軽減分の負担額はいくらでしたか。

エ、 市の持ち出しはゼロですか。

オ、 保護者の負担の軽減額は所得階層ごとに、いくらになりますか。

カ、 消費税 2%増税の負担増は所得階層ごとに、いくらになりますか。

キ、 この条例改正で、無償化になる施設は何がありますか。

ク、 ベビーシッターなど認可外施設を利用する子どもへの給付方法はどのようになりますか。

ケ、 岡山市立の幼稚園に通う子どもの無料化は何を根拠にどう決まりますか。

コ、 無償化による私立施設の便乗値上げの懸念があります。保護者の負担軽減はどう保証されますか。